

地域生活支援拠点事業所開設事業者募集に係る質問・回答(平成30年度)

質問		回答	
区分	資料ページ数	内容	
整備関連	P1など	現在、マンションでグループホームを実施中。部屋が余っているので、そこをグループホームと短期入所にすれば良いか。	平面図を基に、事業者指定と相談した上で判断します。
整備関連	P1	新設で建設する場合(地域生活支援拠点事業を実施する場合) ・一つの建物の中で、共同生活援助事業は何名までの定員で行えますか(その内の1名は体験として) ・短期入所事業は何名までの定員で行えますか(その内の1名は空床型として)	新築の場合、短期入所も含めた最大定員が20名です。 拠点事業所の要件として短期入所を2床以上設ける必要があるため、共同生活援助の最大定員は18名です。短期入所の定員を2名より増やす場合は、その分共同生活援助の定員を減らす必要があります。
整備関連	P5～6	今後の日程が「※平成31年度整備の場合」と記載があるが、32年度に整備を行う場合はどんな日程となるのか。	平成30年6月6日の整備事業者募集開始から10月上旬の事業者の選定までは同じ日程。12月以降が一年度遅くなります。
整備関連	P25	想定している設備の例があれば教えてほしい。	一例として、お助けショートステイの方と共同生活援助の方の導線が出来るだけかぶらないようにするなどを想定しています。
お助けショートステイ	P1、23、41	医療的ケアが必要な方、行動障害のある方であっても受けられないといけないか。	基本的には受入れていただきたいが、拠点事業所ですべての方を受け入れるのは難しいと考えています。 本市では地域生活支援拠点を面的に整備していくので、他の事業所と連携していただきたい。
お助けショートステイ	P1、41	事前登録するのは障害者基幹相談支援センターか拠点事業者所か。	拠点事業所において登録を行います。事前登録の受付を障害者基幹相談支援センターで行い、その情報を拠点事業所へ提供します。
お助けショートステイ	P2	お助けショートステイの事前登録者数は何名を想定しているか。	30年度予算要求時は1か所96名を想定しています。
お助けショートステイ	P2	お助けショートステイの空床確保の補助金額の積算根拠は。	確保した短期入所の稼働率が50%として、空床分の補填を想定。
お助けショートステイ	P41～42	お助けショートステイの対象者像はどんな人を想定しているか。	1週間以内に短期入所の利用が必要な方を対象としている。緊急短期入所空床確保事業の対象者は当日含め3日以内に入所が必要な方だが、それよりは緊急度の低い方を想定しています。
お助けショートステイ	P41～42	虐待が疑われる場合や強度行動障害など支援が難しい方への支援はどうするか。	拠点を面的整備していく中で検討していきます。
お助けショートステイ	P41～42	市を超える利用について(日中活動の場と住んでる場所が区が違ったり、ブロックを超えている場合) ・登録し利用するのは、職場近く・家近く等理由で便利が良い方を選んでもいいのでしょうか? 又、登録の時に便利が良い区を進めてもいいのでしょうか?	拠点事業所が少ない状況では、16区すべての緊急短期が集中すると受けきれないため、当面事業所のある区の方のみ対象としますので、利用する拠点事業所を選ぶことはできません。 ある程度拠点事業所が整備され、ブロック内や市内全域の方を対象とすることとなった場合は、選択できるようにする予定です。

		質問		回答
区分	資料ページ数	内容		
お助け ショートステイ	P42	・短期入所は、1週間以内の利用者に限り事前登録ということで、1週間以上利用する予定はないが、もしかしたら、、、という人は事前登録できないのでしょうか？		事前登録は、緊急に短期入所が必要になる可能性がある方すべてを対象にしていますので、その可能性があれば登録をお願いします。 なお、お助けショートステイの利用期間は原則2週間です。利用されている間に、関係機関で退所後の支援等の検討をしていただきます。
お助け ショートステイ	—	【要望】 虐待が疑われる場合でも、区役所が関わりを持つべき。虐待防止法でも行政が関わることとなっている。		—
お試しグループホーム	P42	・体験利用は、支給決定期間内かつ1回30日以内としてありますが、期間内なら何回でも利用可能でしょうか？		支給決定の限度が、1回30日以内、かつ年50日以内ですので、その範囲内の利用となります。その範囲内であれば、分割して利用可能ですので、体験目標にあわせて期間設定してください。
お試しグループホーム	P42	「お試しグループホーム」の体験利用と「(普通の)グループホーム」の体験利用の違いは何でしょうか？		拠点事業所に体験場所が確保されていることと、障害者基幹相談支援センターの調整を必要に応じて受けられることです。 なお、知的障害者地域生活体験訓練事業(ちゃれんじホーム)との違いは、数日から利用でき、ニーズに応じた対応が可能なことです。
お試しグループホーム	P42	現在、当法人で体験利用されている方が何名います(本利用しない人です)その人たちは、お試しの方に移行してもいいのでしょうか？報酬はどうなってくるのでしょうか？		拠点事業所所在区の方のみになりますが、体験中でなければ移行は可能です。お試しグループホームは、体験前後に目標等の設定・評価を行うため、体験途中での移行は認められません。 なお、報酬は、体験利用時の報酬(共同生活援助サービス費(Ⅳ))と同じです。
その他	P2、47	補助金はもらえるのか。		自治体の予算であるため、年度ごとに予算は審議されて成立します。 P2の補助金(拠点事業補助金)…今年度の報酬改定を受けて単価見直しの可能性はありますが、補助制度そのものが無くなる可能性はかなり低いです。 P47の補助金(施設整備費用補助金)…国庫の補助金をもらって実施するため、不確定要素がP2の補助金よりあります。
その他	P38、イメージ図	障害者基幹相談支援センターとの連携のイメージは。		障害者基幹相談支援センターはP38の地域連携コーディネート事業を実施し、拠点事業所と連携します。
その他	P41～45	拠点事業所の区を越えた利用は可能か。		平成30年度末で3か所の拠点事業所が整備されますが、16区すべての緊急短期が集中すると受けきれないため、当面事業所のある区の方のみ対象とします。将来的にはブロック内を対象にし、最終的には市内全域を対象とする予定です。
その他	—	現在2か所で実施している緊急短期入所空床確保事業の稼働率は。		手元に資料がないが40%程度だったと思います。 (説明会終了後確認:28年度実績36.0%、29年度24.7%)